受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の中間報告

平成20年12月8日(月)

情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する検討委員会資料

目 次

Ι	基本的	りな考	え方	ī	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			ı	2
•	基本的	な考え	た方	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•			4
•	支援内	容の概	要認	• 実	逐施	体	制	(案)	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
•	申請手	順•支	援決	定	手川	頁/	/ 基	基本	Z /	パタ	!—	ン	(多	(到	•	•	•		•		7
•	支援実	施法丿	への	体制	リイ	メ	_	ジ	(案)		•	•	•	•	•	•	•	1	2
Π	課題と	:提言	•	-				-	•	•			•	•	•	•				1	3
•	WGI	おける	6検	討謂	題	لح	提	言		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
•	1 — 1	支援	対象	世	帯	(<u></u>	主 活	5 俘	く該	复受	を約	计	土井	寺)	O.) 軍	包围	<u> </u>		1	5
•	1-2	個人	情報	保	獲₫	D †	= X	515	- 业	少要	更た	详	昔置	=	•	•			•	1	7
•	2 - 1	申請	青前	没陷	ե ∃	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•			2	0
•	2-2	申請	青後	(霍	査)	段	階		•			•	•	•	•	•			2	3
•	2-3	支技	爰実	施段	湝		•	•	•	•			•	•	•	•	•			2	7
Ź	参考資料																			3	9

I 基本的な考え方

はじめに

[ワーキンググループの位置付け]

施策の実施方法に関する検討ワーキンググループは、情報通信審議会から平成20年6月27日に出された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に係る第5次中間答申を踏まえ、平成23年7月のアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行うものとして、平成20年9月25日に設置されたものである。

[本報告における検討課題について]

本ワーキンググループは、当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護 受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするた めに、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行うものとされており、 本報告はその検討結果をとりまとめている。

I. 基本的な考え方 ①

1. ワーキンググループの検討について

検討においては、情報通信審議会の「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に係る第5次中間答申(平成20年6月27日)の提言が前提



具体的には、第5次中間答申 p 1 8 ③「受信機器購入等に対する支援」に関して、**経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法**の検討を行うもの。

I. 基本的な考え方 ②

〈基本的な考え方〉

「<u>経済的な理由</u>により、<u>必要最小限の対応すらできず</u>に、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、「最低限の機能のものに限定」して支援を行う。

〈支援対象〉

「<u>生活保護受給世帯</u>」のうち、<u>NHKとの受信契約が締結</u>されている世帯 自らデジタル対応テレビを購入する等により、<u>既に地デジが見られる世帯は支援の対象外</u>

〈支援内容〉

各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」。具体的には、

- ① 「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付
- ② 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、<u>室内アンテナの無償給付又はアン</u> テナ等の無償改修
- ③ 共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

〈支援方法〉

対象世帯からの申請に応じて「現物給付」

〈実施時期〉

平成21年度、平成22年度の2年度のみ

支援内容の概要・実施体制(案)

〇概要

目 的 : 経済的に困窮度が高い世帯(⇒ 「生活保護受給世帯」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯)に対し、各世帯のアナログテレビー

台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

実施主体 : 民間法人等

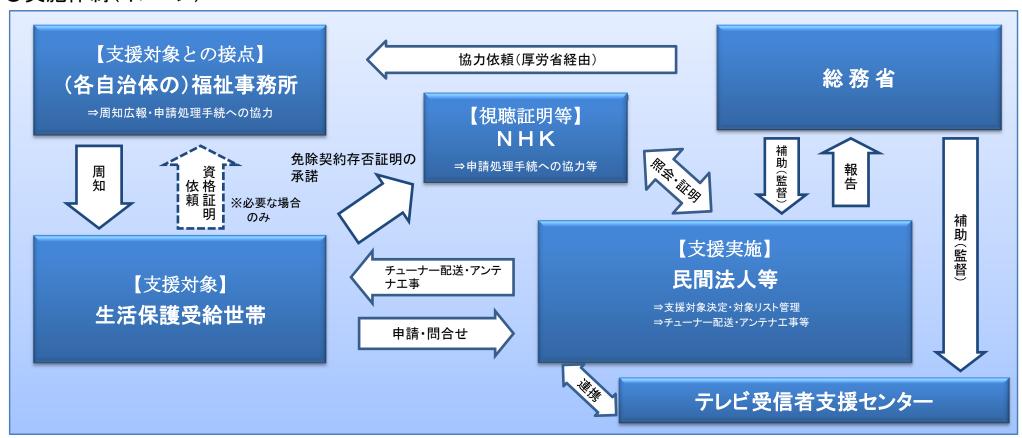
支援内容 : 「簡易なチューナー」を無償給付

・戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修

・共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

・その他必要に応じて設置・操作説明を行う。

〇実施体制(イメージ)



申請手順・支援決定手順/基本パターン(案)

〇 申請手続の概要

[申請方法]

- 福祉事務所等から、支援に関する資料等を生活保護受給世帯に配付するほか、当該世帯からの申込みに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。 支援を申し込む世帯は、申請に当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、申請に虚偽はないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - 3) 個人情報の提供に係る同意書(NHK及び福祉事務所からの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間事業者等に対する提供に関する承諾等)
- (4) NHKの放送受信契約書(受信料免除申請書を含む。)**又は、保護受給の証明書**(必要な場合に限る。))
- O NHKの役割
 - ・ NHKは自ら有している免除受信契約リストについて、保護受給の有無を福祉事務所に照会 (年1回程度)
 - ・ NHKは、申請者の同意に基づき、自ら有している(免除)受信契約リストで、該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。 なお契約のみで免除のない世帯の場合は、その旨も含めて回答する。
 - 申請者からの求めに応じて、放送受信契約や免除の申請を審査し、その決定を行う。
- 〇 福祉事務所の役割
 - ・ NHKの照会に応じて、免除受信契約リストについて、保護受給の有無の確認に従来同様、協力する。 (年1回程度)
 - 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
 - ・ NHK及び支援実施法人の照会に応じて、保護受給の有無の確認に協力する。
- 〇 支援実施法人の役割
 - 対象世帯の求めに応じ、申請書を送付する。
 - ・ 申請を受け付け、必要に応じてNHKや福祉事務所への照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申請者に通知する。(通知書の送付)
 - **その後、調達次第、チューナーを送付する**。(以降、必要に応じて電話相談、設置工事、アンテナ改修などを行う。)

〇 申請手続のイメージ (基本パターン)



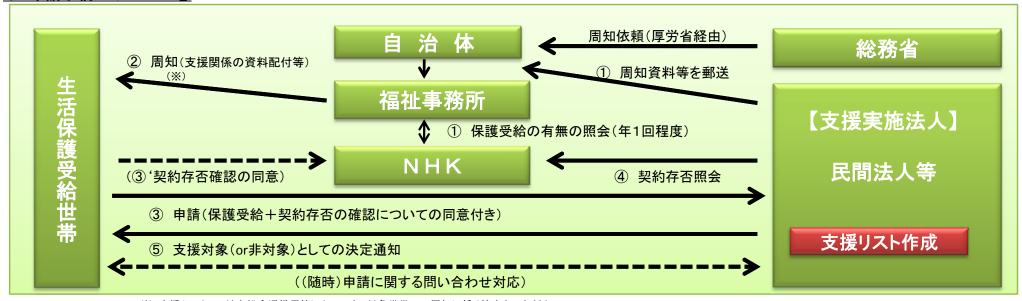
申請手順・支援決定手順/パターン① 既にNHKと契約を結んでいる世帯からの申請の場合

〇 申請手続における役割

[申請方法]

- 福祉事務所等から、支援に関する資料等を生活保護受給世帯に配付するほか、当該世帯からの申込みに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。 支援を申し込む世帯は、申請に当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
- 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
- 2) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、申請に虚偽はないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
- 3) 個人情報の提供に係る同意書(NHK及び福祉事務所からの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間事業者等に対する提供に関する承諾等)
- O NHKの役割
 - ・ NHKは自ら有している免除受信契約リストについて、保護受給の有無を福祉事務所に照会(年1回程度)
 - ・ NHKは、申請者の同意に基づき、自ら有している(免除)受信契約リストで、該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。 (⇒支援実施法人から、リスト形式でとりまとめて照会)
- 〇 福祉事務所の役割
 - ・ NHKの照会に応じて、免除受信契約リストについて、保護受給の有無の確認に従来同様、協力する。(年1回程度)
 - 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
 - NHK及び支援実施法人から個別の照会がある場合には、保護受給の有無の確認に協力する。
- 〇 支援実施法人の役割
 - 対象世帯の求めに応じ、申請書を送付する。
 - ・ 申請を受け付け、NHKに対する受信料免除の照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申請者に通知する。 (通知書の送付)
 - **その後、調達次第、チューナーを送付する。**(以降、必要に応じて電話相談、設置工事、アンテナ改修などを行う。)

申請手続のイメージ ①

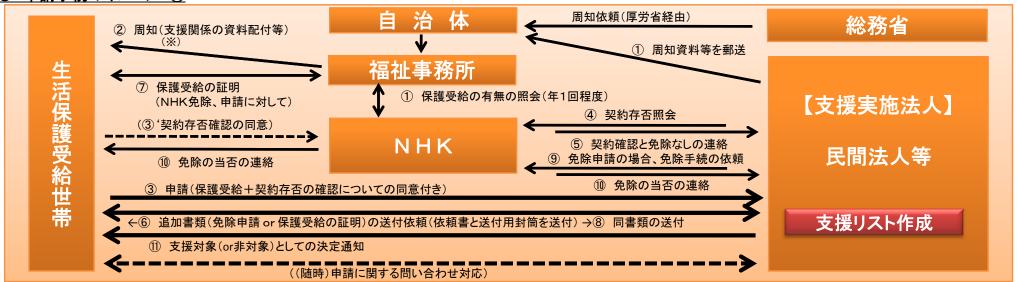


〇 申請手続における役割

[申請方法]

- 福祉事務所等から、支援に関する資料等を生活保護受給世帯に配付するほか、当該世帯からの申込みに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。 支援を申し込む世帯は、申請に当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、申請に虚偽はないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - 3) 個人情報の提供に係る同意書(NHK及び福祉事務所からの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間事業者等に対する提供に関する承諾等)
- (4) 保護受給の証明書(支援実施法人の求めによる。) 又は、NHKの受信料免除申請書
- O NHKの役割
 - ・ NHKは自ら有している免除受信契約リストについて、保護受給の有無を福祉事務所に照会(年1回程度)
 - NHKは、申請者の同意に基づき、自ら有している(免除)受信契約リストで、該当の有無を確認し、免除になっていない世帯の場合は、その旨を支援実施法人に回答する。
 (⇒支援実施法人から、リスト形式でとりまとめて照会)
 - 支援実施法人の求めに応じて、申請者から(支援実施法人経由で)免除申請がある場合、審査を行い、その結果を申請者と支援実施法人に通知する。
- 〇 福祉事務所の役割
 - ・ NHKの照会に応じて、免除受信契約リストについて、保護受給の有無の確認に協力する。 (年1回程度)
 - 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
 - NHKの免除契約、又は本申請に係る保護受給の証明を従来同様に行う。
- 〇 支援実施法人の役割
 - 対象世帯の求めに応じ、申請書を送付する。
 - ・ 申請を受け付けた後、NHKへの受信契約の確認を経て、申請者が免除世帯でないことが明らかになった場合、申請者に追加書類(NHKの免除申請書、保護受給の証明) を求める。(郵送を想定。追加書類の依頼書に、返送用封筒を同封)
 - ・ 申請者からの追加書類の送付を受けて、(免除申請の場合、NHKの審査・回答を経て) 支援の決定等を行い、その結果を申請者に通知する。(通知書の送付)
 - その後、調達次第、チューナーを送付する。(以降、必要に応じて電話相談、設置工事、アンテナ改修などを行う。)

〇 申請手続のイメージ ②

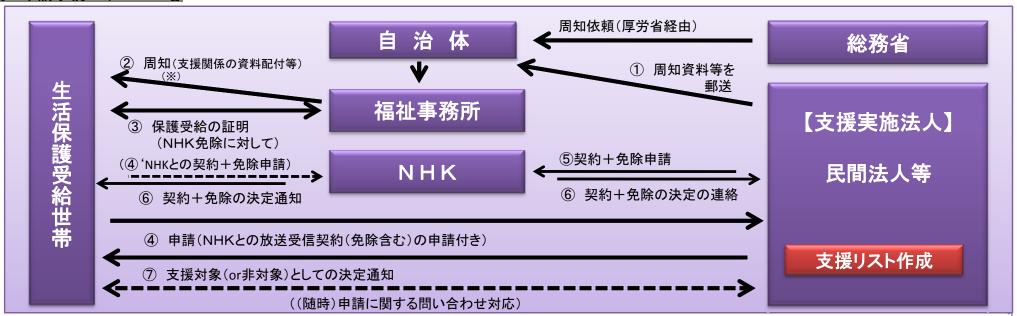


〇 申請手続における役割

[申請方法]

- 福祉事務所等から、支援に関する資料等を生活保護受給世帯に配付するほか、当該世帯からの申込みに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。 支援を申し込む世帯は、申請に当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、申請に虚偽はないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - 3) 個人情報の提供に係る同意書(NHK及び福祉事務所からの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間事業者等に対する提供に関する承諾等)
 - 4) NHKの放送受信契約書(受信料免除申請書を含む。)
- O NHKの役割
 - ・ 支援実施法人を経由して申請される新規のNHK放送受信契約及び受信料免除申請の審査を行い、その結果について申請者に通知するとともに、支援 実施法人に連絡する。
- 〇 福祉事務所の役割
 - 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
 - ・ NHKの免除契約のための、保護受給の証明を従来同様に行う。
- 〇 支援実施法人の役割
 - ・ 対象世帯の求めに応じ、申請書を送付する。
 - ・ 申請の受付を行うとともに、申請者から同封されたNHKの放送受信契書約及び受信料免除申請書をNHKに転送する。
 - ・ NHKの審査の結果を受けて、本支援の決定等を行い、その結果を申請者に通知する。 (通知書の送付)
 - **その後、調達次第、チューナーを送付する。**(以降、必要に応じて電話相談、設置工事、アンテナ改修などを行う。)

○ 申請手続のイメージ ③

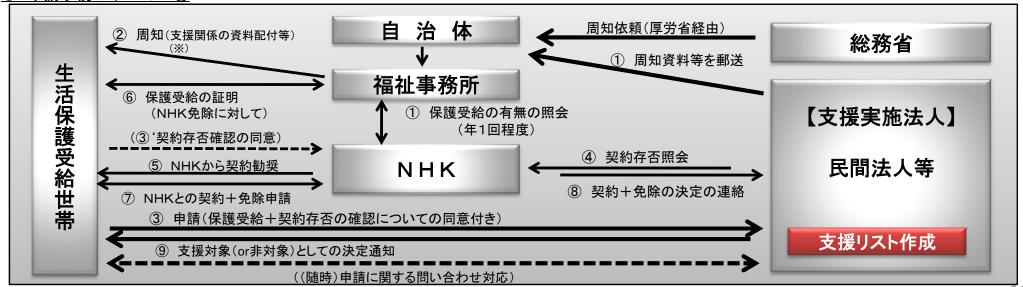


〇 申請手続における役割

[申請方法]

- 福祉事務所等から、支援に関する資料等を生活保護受給世帯に配付するほか、当該世帯からの申込みに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。 支援を申し込む世帯は、申請に当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
- 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
- 2) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、申請に虚偽はないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
- 3) 個人情報の提供に係る同意書(NHK及び福祉事務所からの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間事業者等に対する提供に関する承諾等)
- O NHKの役割
 - ・ NHKは自ら有している免除受信契約リストについて、保護受給の有無を福祉事務所に照会 (年1回程度)
 - ・ NHKは、申請者の同意に基づき、自ら有している(免除)受信契約リストで、該当の有無を確認する。 (⇒支援実施法人から、リスト形式でとりまとめて照会)
 - ・ 契約のない世帯の場合は、NHKから契約勧奨を行い、契約と免除が決定した場合、その旨を申請者に通知し、支援実施法人に回答する。 (⇒契約がない場合は、その勧奨を行うことの同意を上記3) で得ていることが前提)
- 〇 福祉事務所の役割
 - ・ NHKの照会に応じて、免除受信契約リストについて、保護受給の有無の確認に従来同様、協力する。(年1回程度)
 - ・ 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
 - NHKの免除契約のための、保護受給の証明を従来同様に行う。
- 〇 支援実施法人の役割
 - 対象世帯の求めに応じ、申請書を送付する。
 - ・ 申請を受け付け、NHKに対する受信料免除の照会を経て、本支援の決定等を行い、その結果を申請者に通知する。 (通知書の送付)
 - · その後、調達次第、チューナーを送付する。(以降、必要に応じて電話相談、設置工事、アンテナ改修などを行う。)

〇 申請手続のイメージ ④



支援実施法人 (民間法人等)

総括・総務業務

- ⇒ 全体業務調整
- ⇒ 総務省との連絡調整
- ⇒ 内部管理(規程類整 備、資金管理等)

周知広報

- ⇒ パンフ作成・申請書 配布
- ⇒ 関係団体への周知

申請処理

- ⇒ 申請書作成
- ⇒ 申請受付·処理
- ⇒ 処理結果通知

申請関係相談受付 (電話対応)

⇒ 申請関係問合せ対応

進捗管理

- ⇒ 工事等の進捗管理
- ⇒ 要員確保等

チューナー調達等

- ⇒ チューナー発注
- ⇒ 在庫管理·調整

チューナー配送

- ⇒ 筐体管理(製造No. 控 え)
- ⇒ 宛名ラベル貼り
- ⇒ 梱包・配送作業

情報管理

- ⇒ 申請・問合せデータ管理
- _ _ ⇒ 情報システム運用

アンテナエ事等

- ⇒ アンテナ調達
- ⇒ 受信環境確認
- ⇒ 訪問工事(2名/班)
- ⇒ 共聴施設改修負担分 の給付(口座振込)

設置・操作説明 (訪問)

⇒ 訪問設置・説明 (2名/班)

設置・操作説明等

- ⇒ チューナー設置方法案内
- ⇒ アンテナ工事等訪問 の申請受付



Ⅱ 課題と提言

WGにおける検討課題と提言

1. 全般的検討課題

1-1 支援対象世帯(生活保護受給世帯) の範囲

- (1) 生活保護受給世帯として、支援の対象にする範囲 (時点、期間)
- (2) 扶助受給の有無

1-2 個人情報保護のために必要な措置

- (1) 支援実施法人に対する義務付け
- (2) 申請前後の留意事項
- (3)対策の実施状況の確認について

2. 段階別検討課題

2-1 申請前段階

- (1)対象者への情報提供について
- (2) NHK放送受信契約の締結の促進
- (3)申請書の提出方法

2-2 申請後(審査)段階

- (1) 生活保護受給世帯であることの確認方法
- (2) (アナログ)テレビを視聴していることの確認方法
- (3) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法
- (4) 申請時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

2-3 支援実施段階

- (1)支援実施の前提
- (2) 支援実施の方法
 - ① 簡易なチューナー配布の方法
 - ② アンテナ設置等の方法
- (3) 給付の在り方
- (4) 給付後の対応
- (5) 不正行為(転売等)への対応
 - ① 申請時点の確認
 - ② 給付機器 (簡易なチューナー) の管理
 - ③ 不正行為発覚時の対応
- (6) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

1-1支援対象世帯(生活保護受給世帯)の範囲(1)

(1) 生活保護受給世帯として、支援の対象にする範囲(時点・期間)

支援の前提条件: 地デジ移行のための機器等は、「視聴者の自己負担により購入されることが原則」

「明らかな経済的な理由」により、2011年7月24日のアナログ放送終了までに 「一時的な経費であるデジタル化経費」が負担できず、

「必要最小限の対応すらできず」に、

「これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」 に対して支援



- 申請時点において、生活保護受給世帯である世帯を対象とする。
 - ・ 平成21年度、22年度の支援対象期間内に生活保護受給世帯である世帯を対象とすることが適当である。
 - ・ 支援対象の確認を、NHKとの放送受信料免除契約により行うことを基本するならば(詳細は後述)、支援を行 う年度において、NHKが当該免除契約の確認を行う日付(以下「基準日」という。)に保護を受給している世帯 は、当該年度内において生活保護受給世帯であると推定し、支援を行うことが適当である。
 - ・ また、基準日以降に生活保護受給世帯となった場合には、保護受給を理由とした受信料免除契約により、確認を 行うことが適当である。
 - ・ 一方、支援対象期間以外に一時的に生活保護受給世帯であっても、当該期間内に生活保護世帯でなければ、生活 保護受給世帯以外である時期に、デジタル化経費は捻出できた(る)ものとして、支援の対象としない。
- 生活保護受給世帯である期間が<u>一定以上の期間とすることは求めない</u>。
 - 一時的(短期的)な生活保護受給世帯であっても、申請時点において生活保護受給世帯であれば、対象とする。

1-1 支援対象世帯(生活保護受給世帯)の範囲(2)

(2) 扶助受給の有無

- ⇒ 支援対象は、<u>現に扶助を受けている世帯のみに限り</u>、<u>保護停止中の世帯は支援</u> 対象外とする。
- 考え方:① <u>基本的に申請時点において「生活保護受給世帯</u>」=生活扶助等を受給している世帯であって、 「一時的な経費であるデジタル化経費」が負担できず、「必要最小限の対応すらでき」ない 世帯を支援の対象とする。
 - ② <u>臨時収入等により保護が中断</u>している世帯等であれば、<u>当該収入により「一時的な経費であ</u>るデジタル化経費」を負担していただくことが適当。

〇生活保護の停止とは

保護の停止は、臨時収入により一時的な収入の増加があったものの、ある時機が到来すれば、再び保護が必要になることが必然的に予見される場合等に行われる保護の実施の一時的中断のこと(生活保護法第26条第1項等)。

(参考)生活保護法(昭和25年法律第144号)

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第4項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

	生活保護世帯総数	現に保護を受けて いる世帯	保護停止中の世帯	停止世帯の割合
平成20年8月	1,136,993	1,133,991	3,002	0.26%
平成20年3月	1,122,344	1,119,938	2,406	0.21%
平成19年3月	1,090,384	1,088,245	2,139	0.20%

1-2 個人情報保護のために必要な措置(1)/申請前

背景: 対象が「生活保護受給世帯」であることから、個人情報の取扱いに特段の注意が必要



- (1) 支援実施法人への(個人情報保護のための)義務付けについて 個人情報保護のため、<u>支援を実施する法人</u>(以下「支援実施法人」という。公募 を想定)における<u>管理体制について、補助金交付要綱又は公募で、以下の条件を付す</u> 必要がある。
- ① 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を整備すること
- ② 管理者を常に明確にし、定期的な部内チェック等を行うこと
- ③ 支援事業に関わる(業務委託先等の)**関係者向けガイドラインの策定**、**啓発用パンフレットの作成**を行うこと
- ④ 本申請に併せてNHKの放送受信契約業務を行う場合は、NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること
- ⑤ 支援実施法人がプライバシーマークを取得しているか、これに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること
- ⑥ 保有する個人情報 では保有個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。) が不要となった場合 (支援事業の終了を含む。)には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可 能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄 を行うこと

(参考)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を 講じなければならない。

(従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、 委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

1-2 個人情報保護のために必要な措置(2)/申請前後

背景: 支援を受ける条件として、「生活保護受給世帯」であること、「NHK受信契約世帯(※)」 (受信料全額免除対象)であること等の証明が必要

また、提供を受けた個人情報をどのように使うか(<u>個人情報の用途</u>)については、<u>申請者</u> 本人の承諾が必要

(※):情報通信審議会第5次中間答申における、支援の前提となる「これまでアナログ放送をしていた」ことについて、 放送法で義務付けられているNHKとの受信契約が締結されていることで確認するべきとの提言に基づく。



(2) 申請前後の(個人情報提供に係る)留意事項について

① 申請者の資格証明方法

申請者が生活保護受給世帯であること及びNHK受信契約世帯であることの証明については、

- 1) 生活保護受給世帯の証明、NHK受信契約世帯の証明を、申請者本人が関係機関から入手し、申請書に添付する方法
- 2) 生活保護受給世帯の証明は、申請者本人が福祉事務所から入手、NHK受信契約世帯の証明は、支援実施法人がNHKに別途まとめて照会する方法等が考えられるが、このような申請者による直接提供を中心とし、場合によっては福祉事務所に支援実施法人から直接確認を行う(申請書で本人承諾は得る)方法

等が想定される。

申請者、生活保護受給世帯の証明を行う福祉事務所、NHK等の負担の最も少ない方法で行うべきである。

② 提供を受けた個人情報の用途等に係る申請者本人の承諾方法

配送業者、工事業者等の本支援にかかわる事業者に対する申請者からの情報提供の許諾が必要



<u>申請書で申請者本人の同意を得る方法により行うべき</u>である。

1-2 個人情報保護のために必要な措置(3)/申請後

背景: <u>個人情報保護に係る取組</u>は、<u>支援事業開始から終了までの期間</u>、実施機関で 継続的に取られていくことが必要。

<u>政府としてこれをどのように確認(担保)</u>するのか。



(3) (個人情報提供に係る)対策の実施状況の確認(担保)について

① 行政による確認

支援実施法人等の対策状況を確認するため、支援実施法人に対する<u>補助金交付要綱又は公募における</u> 条件として、

- 1) 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を作成次第、総務省に提出すること
- 2) 部内チェックを定期的に行い、その結果を総務省に報告すること
- 3) 関係者向けガイドライン、啓発用パンフレットを作成次第、総務省に提出すること

を求めるとともに、

- 4) 上記 1) \sim 3) の 提出又は報告があった場合には、適切に作成されているか等について <u>総務省で確認を行い、不適切な場合には指導</u>を行うこと
- 5) 報告された個人情報保護に係る**対応が実際にとられているか否かについて、必要に応じて年1回程 度の立入り調査**を行うほか、**報告等に問題がある場合には、別途調査**等を行うこと 等の対応が必要である。

② 第三者機関による監査

支援実施法人の当該業務に係る個人情報保護体制が適切なものであるか否かについて、<u>専門的な知見</u>のある第三者機関による監査を受けることが必要である。

2-1 申請前段階(1)

背景: 対象が「生活保護受給世帯」であることから、施策に関する情報提供や申請書の配布 については特段の配慮(注意)が必要



(1) 対象者への情報提供について

本支援は、申請者からの申請を受けて行う施策であることから(申請主義)、支援の対象となる生活保護 受給世帯に対して**情報提供が確実に行われる必要がある**。

そのための方法として、対象者が生活保護受給世帯という一定の範囲に限られることから、<u>施策の説明資料等(パンフレットなど)を</u>、

- ① <u>福祉事務所に設置、来訪者に手交</u>するとともに、<u>ケースワーカー(CW)の世帯訪問を通じて提供</u>するとともに、福祉事務所に限定されない複数の入手先を担保するために、
- ② 各地のNHK、総合通信局に設置・手交すること、求めに応じて支援実施法人から郵送することが望ましい。

[視点]

- ・ 支援対象世帯が生活保護受給世帯に限定されており、不特定多数に周知する必要はない。[対象の限定性]
- ・ むしろ、生活保護受給世帯から「知らなかった」との声が上がることがないよう、生活保護受給世帯と日頃から接点のある 者(機関)にお願いすることが望ましい。[周知の徹底]
- ・ 本件支援は情報通信政策の一環として行われるものだが、生活保護受給世帯の利益にもなる(社会福祉的意義のある) 施策である。[施策の意義]
- ・ 必要なのは、生活保護受給世帯に対する施策の情報提供(チラシ、パンフレット等の交付、声がけ等を想定)である。 [事務量の配慮]

2-1 申請前段階(2)

背景: 地上波アナログテレビジョン放送をこれまで見ている者であること、すなわちNHKと放送 受信契約(全額免除対象)が締結されていることが必須条件(審議会・第5次中間答申) 「生活保護受給世帯」には、事実上、NHKと契約を結ばないまま放送を見ている世帯が おり、このような者が本件支援を受ける場合、事前にNHKと契約を行う必要がある。



- (2) (申請の条件としている)NHK放送受信契約の締結の促進
 - ① 対象世帯に対して、早い段階で、**支援に係る当該条件**(申請には<u>NHKとの放送</u> **受信契約が必要**であること、生活保護受給世帯は、<u>NHKの受信料は全額免除</u>であ ること)**に係る情報提供**を行うこと
 - ② <u>申請者から希望があった場合には、支援の申請に併せて、NHKとの放送受信契約</u> <u>(受信料免除の申請を含む。)を申し込めるような申請書の調整、体制の整備を</u> 図ること

が必要である。

(参考)

生活保護世帯数

約 114万世帯(※1)

NHK受信料免除を受けている世帯の契約件数中の公的扶助受給者数 : 約 44万件 (※2)

※1: 厚生労働省発表・福祉報告例(平成20年8月概数)

※2: NHK平成20年度予算より(平成20年10月から適用される新免除基準の対象を含めた平成20年末時点の見込み数)

2-1 申請前段階(3)

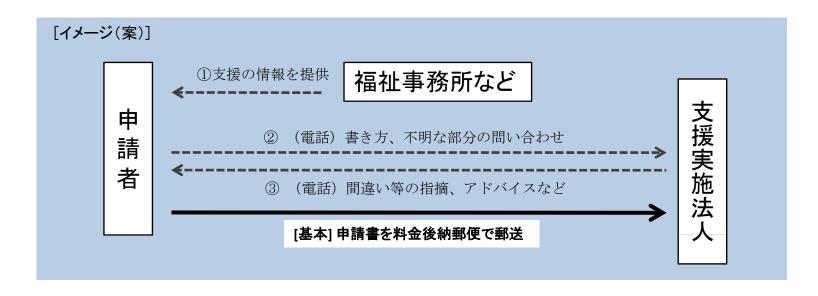
(3):(申請者の負担にならない)申請書の提出方法

申請に当たっては、申請者の記入しやすい申請書を用意するともに、経済的な負担が可能な限り生じないよう配慮することが必要である。

そのために、

- ① 申請書の様式は、関係機関を交えて十分に検討の上で調整すること
- ② <u>申請書は、原則として直接、支援実施法人に送付</u>することとし、<u>送付用の料金後納封筒を</u> 申請書に添付して配布</u>する等申請者の負担とならない配慮を行うこと

が必要である。



2-2 申請後(審査)段階(1)/支給要件(生活保護受給世帯、NHK受信)の確認方法について

背景:(審議会・第5次中間答申)

既存の制度において、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている制度を参考として、その範囲を決めることが適当と考えられる。このような範囲としては、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度である「生活保護世帯」が最も適切であると考えられる。

「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約が締結されていることを確認した上で支援を行う必要がある。



○ 生活保護受給世帯であること、NHKと受信契約が締結されていることの確認方法

支援対象は「生活保護受給世帯」のうち「NHKとの受信契約が締結」されている世帯であることから、 両方の要件を満たす**NHKとの受信料免除契約により確認できる場合は当該契約によって確認する**こととし、 必要に応じて、福祉事務所への照会等を行うことがもっとも望ましいと考える。

なおNHKは、年1回程度、各福祉事務所に「生活保護受給世帯」であることの確認を行っているが、

- ① 支援対象期間の開始の日付を基準日として、NHKから福祉事務所にリストの確認をお願いすれば、「支援対象期間内に生活保護受給世帯」の要件に合致すること (支給開始時点の免除世帯に対応)
- ② NHKの確認後については、NHKの受信免除申請等と併せて支援の申請をすること (基準日以後に支援対象となる世帯に対応)

により、いずれの申請者に関しても確認が可能である。

また、①のリストについては、現在、NHKから各福祉事務所に確認をお願いしている照会の頻度に準じて、 平成22年度の支援開始時点で更新し、支援を行うことが適当である。

(参考) 「これまでアナログ放送を視聴していた」ことの確認方法について

<u>地上アナログテレビジョン放送を視聴していることの確認</u>については、答申に基づき<u>NHKの</u> 放送受信契約の締結によって行う</u>方式とする。

(参考)

○放送法(昭和25年法律第132号)

(受信契約及び受信料)

- 第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- 2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも 同様とする。

2-2 申請後(審査)段階(2)

背景: (現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も)「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。 (審議会・第5次中間答申)



(3) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法

本支援は、地上デジタル放送に未対応である世帯に対する支援であることから、申請者が、地上デジタル放送を視聴できる 環境にないことを確認する必要がある。

- 具体的には、① <u>地上デジタル放送に対応したテレビジョン受像機、チューナー、ビデオデッキ等(以下「デジタル受信機器</u> (<u>※)」という。)を有していない世帯</u> [支援は簡易チューナー等]、
 - または、② <u>デジタル受信機器を有している場合であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送が視聴できる環境に</u> <u>ない世帯</u> [支援はアンテナのみ]

が支援の対象となる。

確認方法としては、申請者の自己申告(誓約)を基本として、

- 1) 申請書において、地上デジタル放送が見られる環境にないことを**誓約し、署名・押印**を求める。
- 2) 1)に併せて、不正受給の場合には返却又は賠償することを誓約してもらい、**発覚時には対応**を求める。
- 3) 給付機器の<u>製造番号や型番による管理で転売防止等</u>を図る(詳細はp37、38を参照)。 ことで担保することが適当である。 ※: <u>いわゆるワンセグ放送を視聴できる機器は除く。</u>

「視点]

- ・ 各世帯を直接まわって確認するのは時間的・コスト的に無理であり、プライバシーの問題もある。
- ・ チューナーは5千円程度を想定しており、そのためのみに不正を働くことは考え難い。
- ・ アンテナ改修等まで必要とする場合(国の負担が高額となる場合)には、工事業者が各世帯を訪問しての工事となるため、既にデジタル対応している場合には確認可能。

2-2 申請後(審査)段階(3)

背景: 地上デジタル放送の全国カバー率は、平成20年3月現在で、93.0%(※1)であり、 申請時点で該当する地域での地上デジタル放送が開始されていない可能性がある。

※1:日本放送協会(NHK)調べ



(4) 申請時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

簡易なチューナーのみを給付するとしても、<u>既存のアンテナで受信可能か不明</u>であり、 また、<u>アンテナ改修等が必要な場合、電波が届いていなければ調整ができない</u>ため、<u>対応</u> <u>することは不可能</u>である。

本支援に際しては、<u>地上デジタル放送が開始されている必要があるが、実際には放送が開始されていない地域から</u>の申請も想定されるため、申請時に申請のあった地域におけるデジタル放送開始を確認することが必要である。 加えて、放送が開始されていない場合の対処方針を用意する必要がある。

その具体的な方法としては、

- ① 申請時に該当する地域における地上デジタル放送開始の有無を**ロードマップ等で確認**する(※2)。
- ② <u>地上デジタル放送が開始されていない場合には、ウエイティングリストに掲載</u>し、その旨を申請者に連絡する。
- ③ 該当する地域でのデジタル放送開始後に改めて支援を行う。

等によることが望ましい。

なお、共同受信施設等によって受信している場合であって、申請時に当該施設がデジタル化に未対応である場合等も、上記と同様の問題が発生すると考えられるため、ウエイティングリストを用意する等の対処方針を用意するべきである。

※2: 社団法人デジタル放送推進協会が提供している地上デジタル放送のエリアを示すもの。同協会のサイトで公開している。 http://www.dpa.or.ip/chideij/schedule/index.html

2-3 支援実施段階(1)

背景: (現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も)「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。 (審議会・第5次中間答申)



(1) 支援実施の前提

各世帯の実態を踏まえた上で、最低限度の機器の給付を行うべきである。

具体的には、同一の世帯主による生活保護受給世帯で、<u>住居を別にしている場合</u>であって、

- ① <u>社会福祉施設に入居する等の正当な理由により住居を別にしている場合は、</u> <u>別々に簡易なチューナーを提供</u>すること
- ② <u>一時的な入院等により、希望する設置場所に現在居住していない場合は、原則、本人の希望の場所(自宅等)に設置</u>すること(支援期間中に本人が希望する場合に戻れない場合は、別途、管理人等の立会いにより設置)

等の対応が必要である。

2-3 支援実施段階(2)-①

背景:「簡易なチューナー」を支援決定世帯へ届ける方法について、支援決定世帯全てのお宅へ訪問し、設置・設定まで行うことは、<u>自ら設置等可能な世帯もあることから、過度の支援とならないか</u>(「最低限度の支援」ではなくなるのではないか)。

また、プライバシーの観点から、業者の訪問を望まない世帯もあるのではないか。

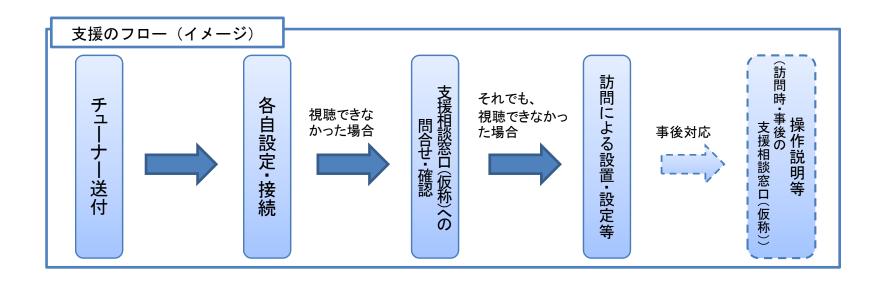


(2) - ① 簡易なチューナー配布の方法

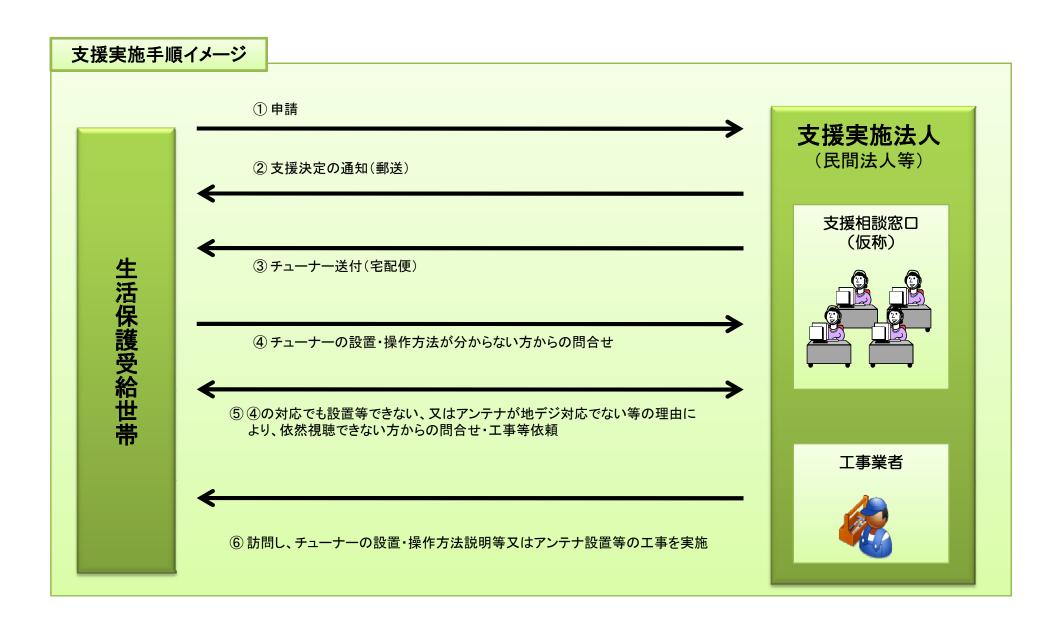
簡易なチューナーの配布方法は、**支援実施法人から直接、申請者に送付することを基本**として、

- 1) 簡易なチューナーの設置、設定及び使用方法が**分からない世帯からの問合せに対応する支援相談窓口(仮称)を設置**する。
- 2) **支援相談窓口(仮称)対応でもうまく視聴できない世帯に対しては、直接訪問**して設置・設定等の対応を行う。 ことにより、確実に視聴できるまで対応することが必要である。

なお、支援相談窓口(仮称)には、想定される対象(生活保護受給世帯)を踏まえた丁寧な応対が求められることから、その点に特に配意した研修を行う等適切な人材確保のための取組が必要である。



2-3 支援実施段階(2)-①



2-3 支援実施段階(2)-②

(2) - ② アンテナ設置等の方法

既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合には、受信環境(戸別受信、共同受信、CATV)に応じた設備の改修付等が必要

具体的な改修等の経費は、以下の基準等により行う必要がある。

なお、<u>本支援は、一時的な経費であるデジタル化経費の負担の支援であることから、経常的に要される費用は対象外</u>とすることが適当である。

- 1) 戸別にアンテナで受信する場合 室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を行うこととなるが、その<u>基準は電界強度等に応じて戸別に判断</u>することが必要である。
- 2) 共同受信設備で受信する場合

一般の賃貸物件、公営住宅等においては、通常、その管理者が改修費を負担することとなるが、 辺地共聴、受信障害対策共聴等のための共同受信設備により視聴しているケースでは、申請者自 らがその改修に必要な応分の負担を求められる可能性がある。

その場合、申請者の求めに応じて、<u>改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割</u> <u>合分を給付</u>することが必要である。

3) CATVで受信する場合

地上デジタル放送への移行に当たって<u>改修経費が必要な場合には、当該経費を給付</u>することが必要である。しかしながら、経常的に要されるセットトップボックスのレンタル費用等は給付の対象としないことが適当である。

ただし例外的なケースとして、CATVのトランスモジュレーション方式のみでしか地上テレビジョン 放送が視聴できず、かつ、セットトップボックスがレンタルのみでしか提供されない場合は、一定額を「渡 しきり」によって支援することが必要である。

2-3 支援実施段階(2)-②

	受信形態	世帯数(全体)	施設のデジタル化	費用負担の原則	標準的な負担額	支援方法
個別受信 (戸建て住宅)		約 2000万世帯	宅内改修(アンテナ、ブースター、 分配器、ケーブル等の交換)が必要 な場合あり。	自己負担	3.5万円程度	室内アンテナ給付又はア ンテナ改修を行う。
共同	可受信					
	辺地共聴	約 135万世帯	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	施設設置管理者 (自治体or共聴 組合)等で負担	3.5万円程度 (改修内容により変動)	
	受信障害対策 共聴	約 650万世帯	改修方法の決定(デジタル化改修or 個別受信等の選択)と、障害の原因 物所有者と住民との改修費用の負担 調整が必要。	原因物所有者と 視聴者間で協議	3~5万円程度 (改修内容により変動)	改修等にかかった経費の 中から、対象世帯(視聴 者)負担額を給付する。
	集合住宅共聴	約 770万世帯	分譲集合住宅の場合、管理組合等に おいてデジタル化改修の合意が必要。	所有者負担	数千円〜 4万円程度 (改修内容により変動)	
CATV		約 2150万世帯	地上デジタルテレビ放送の再送信 サービスへの加入(STBレンタル 等)が必要な場合あり。	自己負担	【初期費用(※)】 2~3万円程度 【STB】 買取:4万円程度 レンタル: 0.4~0.5万円程度	改修経費が必要な場合には、当該経費を給付する。 セットトップボックスのレンタル費用等の経常経費は 特定の場合を除いて給付の対象外とする。

^(※) 加入金、引込工事費及び宅内工事費が含まれる。

(地上デジタル推進全国会議資料(2007年11月30日)をもとに総務省作成)

2-3 支援実施段階(2)-②/共同受信施設改修経費の負担分支援方法について

- □ 共同受信施設の整備は、支援実施法人(同法人が委託する工事業者)が工事を行わないことがあるため、<u>工事</u> 内容に見合った適正な給付とする仕組みが必要(工事内容の適正性の確保)
- □ 本支援の原則である「現物給付」ではなく、共同受信施設の改修経費の負担分を「現金給付」により支給することから、<u>当該改修経費とは別の用途への流用を防止</u>するため、<u>支給方法を工夫</u>することが必要(給付金の流用防止)

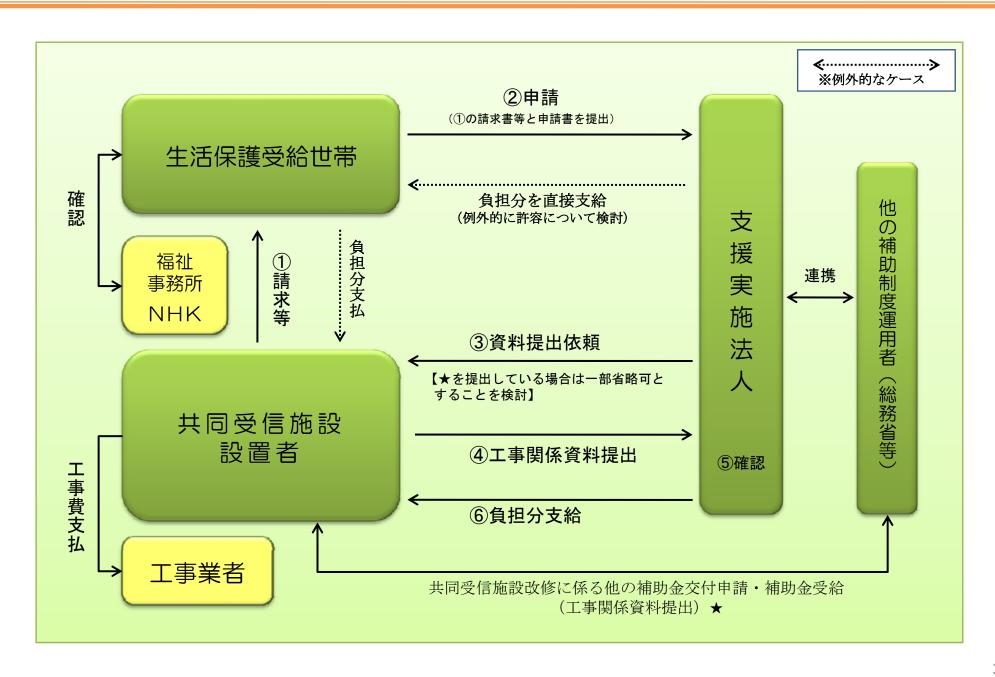


- □ 共同施設改修経費を申請する場合、<u>申請者は、申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る請求書を添えて、</u>申し込むことを基本とする。その場合、<u>申請者は事前に、共同受信施設設置者から、工事関係資料の提供等の協力の同意を得る必要</u>がある。
- □ 工事後の支給申請を認めないと、実務上混乱を生じる可能性があることから、共同受信施設改修に伴う「費用 負担が発生した時点」で申請していただく方法が適当である。支給額の妥当性については、上限額の設定等によ り、担保するものとする。
- □ 共同受信施設改修に係る負担分支給は、給付する現金が他用途へ充てられることのないよう、原則として、負担額を請求する共同受信施設設置者に対し、直接に支援(現金給付)を行うことが適当である。
 - ⇒ ただし、やむを得ない事情により、生活保護世帯が既に支払を済ませており、領収書等により支援申請があった場合については、 生活保護世帯の生活環境に配慮した支援方法がより望ましいとする観点から、共同受信施設設置者が作成等した工事関係資料の提供が 受けられること及びその確認を前提に、例外的な措置として、生活保護世帯への直接給付も認めるよう、生活保護関係当局とも連携を とりつつ、柔軟な対応方策を検討することが必要。

留意事項

- □ 生活保護受給世帯の提出する請求書のみに基づき、申請者に対して「現金給付」を行うことは、施設設置者への支払の確保、支給額の妥当性の担保のため、困難
- 対象となる共聴施設改修に関する他の補助制度(辺地共聴施設等改修支援、受信障害対策共聴施設改修支援) やNHK共聴施設の改修との連携及びそれに伴う手続の簡略化について、検討が必要

共同受信施設改修の支援手順イメージ(案)



2-3 支援実施段階(3)

背景: 情報通信審議会の第5次中間答申(平成20年6月27日)では、『「生活保護世帯」に対して、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等として、「簡易なチューナー」を無償給付するほか、必要があれば、室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修等の支援を行うことが適当。』とされている。



(3) 給付の在り方

簡易なチューナーの配布方法は、

- ① 貸与の場合、支援実施法人における修繕や管理等の継続的なサポートを行うこととなり、給付を受けない一般 世帯との均衡を失するおそれがあること
- ② 所有権が移転することで、大切に使うと想定されること

等から、**給付(譲渡)によることを基本**とするのが適当と考えられる。

【基本的性格等】

観点	[給付]	[貸与]
●支援の基本的性格	•給付した時点で所有権が移転、支援が完了するもの <一時的>	•貸与開始から、貸与終了までの期間、支援が継続するもの <継続性あり>
●故障・修繕等のコスト	•ユーザーが負担(メーカー保証は1年)	●チューナー等所有者となる支援実施法人が負担(国費負担)(※)
●給付後の事情変化に対 する考え方	•支援の適格性は、給付の時点で判断し、その後の事情の変 化は問わない	•支援が継続する性格上、貸与中は事情の変化(生活保護世帯の当否、他の地デジ機器の購入等)が生じた時点でその都度判断し、資格を喪失した場合は返還を求める。
●支援期間	•給付の時点で支援は終了	•貸与の期間は、チューナーの法定耐用年数が5年間、アンテナの法 定耐用年数が10年であることにかんがみ、それぞれ5年、10年を限 度とする(更新はなし)。

給付又は貸与の具体的検討

		観点	給付	貸 与		
配布時		国による管理	× (所有権は支援決定世帯へ移転)	○ (所有権は実施機関(国)が保持)		
時		不正受給時の対応	返還させるべき (交付要綱に明記)	返還させるべき (交付要綱に明記)		
		期間中の故障・修繕コストの負担	自己負担とすべき (1年間のメーカー保証後は自己負担(※1))	実施機関 (保守契約による _(※2))		
	期	間中の転売防止効果(心理的抵抗)	小	大		
		処分制限期間(利用期間の前提)	法定耐用年数期間とすべき	貸与期間 (法定耐用年数期間が目安)		
配布後	資格喪失時	① 支援後に生活保護世帯ではなく なった場合(生活保護要件)	返還不要とすべき	返還させるべき(※3)		
後	失時	② 支援後に地デジ機器を自己購入 した等の場合(環境要件)	返述小女こり、こ	返送さらの、こ (※3)		
		処分制限期間終了後の継続使用	継続使用を認めるべき	返還させるべき (又は自己負担での買取り)		
		返還コストの負担主体	_	実施機関 (保守契約による(※1))		
	廃棄コストの負担主体		自己負担とすべき	実施機関		

検討

コストが現実的

支援が充実する反面、相当期間に渡り、 大きなコスト負担がかかる。また、支援を 受けない世帯との公平性も問題となる。

※1: 実施機関側の責に帰すべき事由による故障等(梱包作業時のミス等)については、実施機関側が負担する。

※2: 通常のリースの場合は、ユーザー負担が原則であるが、保守契約により、実施機関が担う(国費負担)こととした。

※3: 交付要綱で例外の設定は可能

2-3 支援実施段階(4)

(4) 給付後の対応(転居、災害等で環境変化があった場合)

【本支援の前提】

地デジ移行のための機器等は、視聴者の自己負担により購入されることが原則。 明らかな経済的理由により、2011年7月のアナログ終了までに、一時的経費であるデジタル化経費が負担 できず「必要最小限の対応すらできず」にデジタル放送を視聴できなくなる世帯に対して支援を行うもの。

環境の変化としては、① 転居

② 災害(地震、落雷、火事等)

等が想定される。またその他の場合として、

- ③ 過失による損壊
- ④ 故意による譲渡(転売等を含む。)、破壊

を理由とした**再支援の要請が想定**される。



テレビジョン受像機等は<u>自己調達が原則</u>であることから、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみ、**支援が(再度)必要になった場合の対応については、自己負担とすべき**である(支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべき)。

したがって、<u>転居、災害等で環境変化があった場合であっても、本施策による再度の支援は行わないこととすることが適当である。</u>

2-3 支援実施段階(5)、(6)

(5) 不正行為(転売等)への対応

チューナー(又はアンテナ)は給付(譲渡)だが、支援の趣旨から、一定期間は処分制限を行うべき

具体的には、

① 申請時点の確認

申請書の提出に際し、不正行為を行わない旨の宣誓に併せて、不正行為発覚時には給付機器返還等のペナルティを課す 旨の同意を求めることが適当である。(次頁体制イメージ①)

② 給付機器(簡易なチューナー)の管理

各機器(簡易なチューナー)に刻印された<u>製造番号等を記録することにより、給付した機器と給付先について、支援実</u>施法人で管理を行うことが必要である。

さらに、例えば、機器の型番を本支援に係る独自の番号とする、本体の色を一般的な市販品と異なる色とする、「転売禁止」等の文字を本体にプリントする等外見上明らかに「受信機器購入等支援」によるものであることがわかるように調達を行うことがより望ましい。

また、 $<u>オークションサイト等に対しては、当該型番や色等の特徴を持つ機器が、政府の「受信機器購入等支援」に係るものであることを通知</u>し、<u>当該機器の取扱いには十分な注意が必要である旨の情報提供</u>を行うべきである。 (次頁体制イメージ②<math>\sim$ 4)

③ 不正行為発覚時の対応

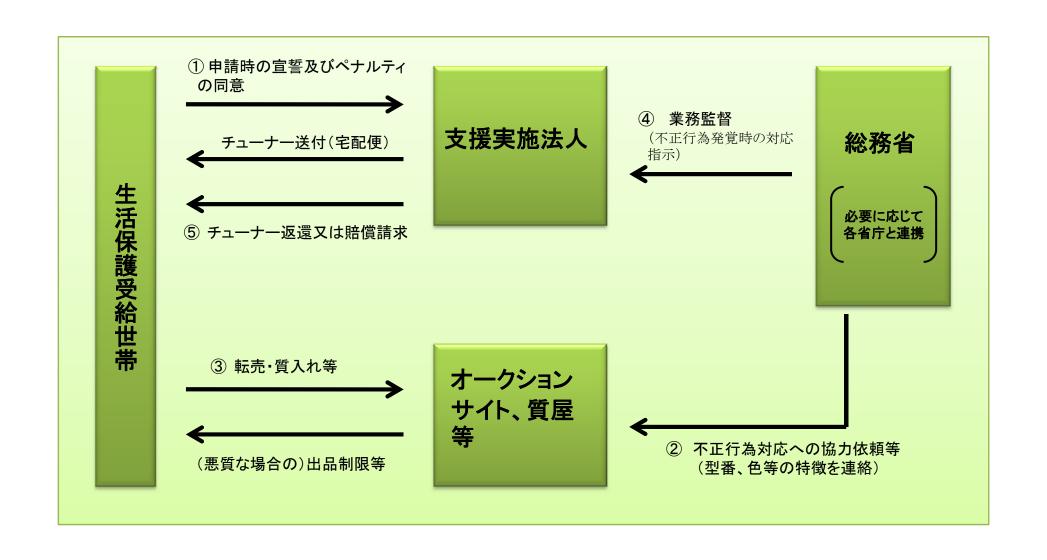
本支援の目的にかんがみ、<u>不正行為発覚時には、給付機器等の返還、又は返還不能の場合は、実費賠償を求める等の</u>措置をとることが適当である。(次頁体制イメージ⑤)

<u>悪質な場合は、刑法上の詐欺罪(刑法第246条)による告訴を行う</u>等の検討を行う。

(6) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

本支援の目的が確実に遂行できるように、**他の地上デジタル放送推進施策との連携を十分にとって行うべき**である。

不正行為(転売等)への対応の体制イメージ



参考資料

(参考資料1) 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの設置(設置要綱)

平成20年8月29日

1. 目的

情報通信審議会第5次中間答申を踏まえて、平成23年7月にアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、 各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(以下「委員会」 という。)からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行う。

当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行う。

2. 構成員等

ワーキンググループの構成員は、委員会主査が指名する。

ワーキンググループには、座長を置く。座長は、委員会主査が指名する。

座長は、ワーキンググループを主宰し、必要に応じて、オブザーバの参加を求めることができる。

3. 検討項目

当面、生活保護受給世帯への支援の実施方法について以下の項目の検討を行う。

- ・ 支援措置の周知及び申請手続き
- ・ 支援の内容(給付又は貸与)・方法
- ・ 個人情報保護のために必要な措置等

また、生活保護受給世帯への支援の実施方法の他、検討すべき事項が生じた場合には、委員会からの委嘱を受けて、随時、検討を行う。

4. 検討期間

生活保護受給世帯への支援の実施方法については、平成20年9月から11月まで行い、検討結果を委員会に報告する。 その他の検討課題については、適宜、委員会に報告する。

5. 庶務

総務省情報流通行政局地上放送課が庶務を担当する。

(参考資料2) 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿 (平成20年9月11日現在 敬称略)

氏	名	主要現職
座 長	大山 永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属 像情報工学研究施設 教授
構成員	稲葉 悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長
11	大内 孝典	全国電機商業組合連合会 常務理事
11	河村真紀子	主婦連合会 常任委員
11	桐田教男	岩手県 地域振興部 丁推進課 総括課長
11	坂本 憲広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授
11	土屋 円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕 担当局長
11	福田俊男	(社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長
11	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
11	三浦 佳子	(財)日本消費者協会 広報部長
11	宮澤 寛	(財) 電波技術協会 常務理事
11	安田 豊	KDDI(株) 執行役員 コア技術統括本部長
11	井下 典男	新宿区福祉部生活福祉課長
11	森田 充	川口市 福祉課長
11	横山 清隆	横浜市 健康福祉局 保護課長
11	高松 利光	厚生労働省 社会・援護局保護課 課長補佐
11	巻口 徹	厚生労働省 社会・援護局保護課 課長補佐
11	飯山 尚人	総務省 自治行政局地域政策課 理事官

検討の経緯

平成20年9月25日(木) 第1回開催

[議題] 受信機器購入等支援事業の実施方法に係る検討項目について



平成20年10月29日(水) 第2回開催

「議題〕(1)報告書・骨子(案)について

(2) 申請書(案)について



平成20年11月28日(金) 第3回開催

[議題] 「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」への報告(案)について



平成20年12月8日(月)

「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(第41回)への中間報告